

[事案 2019-261] 新契約無効請求

・令和2年12月2日 和解成立

※本事案の申立人は、[事案 2019-262] の申立人の配偶者であり、[事案 2019-263] の申立人の親である。

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成29年11月に契約した終身保険について、以下の理由により、契約を無効として、既払込保険料を返してほしい。

- (1)募集人から、「保険ではなく、保険という名の預金型商品」「貯蓄型」「いつでも解約可能」「積立預金代わり」という説明は受けたが、終身保険であることの説明がなかった。
- (2)パンフレットに「貯蓄」「積立」と書いてあり、商品が「終身保険」でなかったので積立預金であると錯覚した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、募集資料を使用して説明しており、「保険という名の預金型商品」というような説明は一切しておらず、誤説明の事実はない。
- (2)申立人は、設計書で契約内容を確認しており、意向確認書、申込書、特別条件承諾書においても、本契約が終身保険であることは理解していたはずである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人、申立人配偶者および申立人子、ならびに募集人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人に誤説明があったとは認められず、申立人が本契約を積立預金であると錯誤したことは認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当と判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)申立人から提出された証拠により、募集人が申立人に対して、本件の解決を200万円で行うこと、その証拠を残さないために現金で決済すること、保険会社にはそのような打診をした事実を内密にするようお願いしていたことが判明した。
- (2)しかしながら、募集人は事情聴取において明確に示談の提示を否定しており、募集人が真実を述べているかについて、疑義が生じていると言わざるを得ない。
- (3)また、事情聴取において、申立人らへの説明を再現したものの、十分な説明であったのか疑問が生じ、本契約の内容について、募集人がもう少し丁寧に説明していれば、本申立は回避できたのではないかとの印象を受けた。